

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区農人橋1-4-31 Tel:06-946-8011

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-946-8727



区分所有マンション物納許可に

先に1棟所有マンションの物納申請が許可されたが、今回区分所有マンションで空室になっているものの物納申請について許可がされた。

これらについて、国側では4月以降競売入札による処分を進めていきたいとしている。

また、入居者のいる区分所有マンションについても管理処分に係る問題をクリアする方向で検討していきたいとしており今後の動向が注目される場所である。

区分所有マンションの物納が許可されるかどうかは、管理組合等があり、同組合等が管理費を徴収し、管理を代行しているかどうか大きなポイントとなるようだ。

空室の区分所有マンションは収納後に原則として競争入札により処分されることになる。この場合国が最低価額を設定して入札することになるが、この最低価額は相続税評価額によらず、売却時の時価で設定されるということだ。

今回の改正で、延納から物納への切り替えが認められることとなろうが、対象者にとっては朗報である。

今後の課題は第三者に賃貸している区分所有マンションと管理会社のない1棟マンションの物納であるが解決するまでにはもう少し時間がかかりそうだ。

